

プール学院大学国際文化学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学学則第26条の規定に基づき、プール学院大学国際文化学部（以下「本学部」という。）において開設する授業科目の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教育課程の編成)

第2条 本学部の教育課程は、学科ごとに定める科目区分からなり、各授業科目を必修科目、及び選択科目に分ける。授業科目は各年次に配当して編成するものとする。

(単位認定の基礎)

第3条 授業科目1単位あたりの授業時間は、講義及び演習については15時間、実習については40時間、実技については30時間とする。ただし、別表第1に定める演習及び実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(卒業に必要な修得単位数)

第4条 卒業するために必要な修得単位数は、別表第2のとおりとする。

(学期別履修単位数)

第5条 学生は、各学期に24単位を超えて履修することはできない。ただし、教務委員会が特に認めたものについてはこの限りではない。

(出席の義務)

第6条 履修を許可された授業には、特に妥当と認められる理由がない限り、出席しなければならない。
2 同一時間に開講されている二つ以上の授業科目を同時に履修することはできない。

(受講制限)

第7条 各授業は、その内容、教室の都合等により、受講資格を限定し、また、受講人員を制限することがある。

(選択受講および授業指定)

第8条 同じ授業科目につき二つ以上の授業が開講されているときは、そのうちいずれか一つの授業を選択し受講することができる。ただし、授業の都合上、受講すべき授業が特に指定されているときはこの限りではない。

(開講基準)

第9条 設置授業科目の中には学期により開講されないものがある。
2 履修登録者数が以下の人数に満たない場合は、原則として開講しない。
(1) 演習科目においては、3人
(2) その他の科目においては、5人

(履修登録)

第10条 学生は当該学期に履修するすべての授業科目について、指定の期間内に履修登録を行わなければならない。
2 履修登録をしていない授業科目の履修は、たとえ受講しても無効とする。
3 指定の期間内に履修登録をしない者は、当該学期の開講科目を履修ならびに受験することができない。
4 正当と認められる理由に基づき、指定期間内に履修登録ができない場合は、あらかじめその理由を付して教務課に届け出なければならない。
5 履修年次が指定されている授業科目、および学期別履修単位数の制限の規程に反して履修登録を行った場合は、当該学科目についての履修登録は承認されない。

6 履修登録に不明確な部分がある場合は、当該部分の履修登録は承認されない。

(履修登録の変更)

第11条 いったん履修登録をした後においては、正当な理由なしに変更、追加または取り消しをすることはできない。

(単位の修得)

第12条 一つの授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し、かつ試験等により合格と評価されなければならない。

2 合格と評価されなかった場合、その授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を再履修しなければならない。

(履修方法)

第13条 本学部の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 基礎教育科目は、40単位以上を履修し、「日本語」および「英語」分野から8単位、または「英語特別」分野から8単位を選択履修する。「社会人基礎」分野は、8単位以上を履修する。
- (2) 実践科目は、2単位以上を履修する。
- (3) 教養科目は、22単位以上を履修する。
- (4) 専門基礎科目は、12単位以上を履修する。
- (5) 専門科目は、24単位以上を履修する。「専門演習1」を履修するためには、1年6か月以上在学し(編入生は除く)、必ず40単位以上修得し、原則として必修科目をすべて履修済みでなければならない。「専門演習2」「卒業研究」を履修するためには、2年6か月以上在学し(編入生は除く)、必ず80単位以上修得し、原則として必修科目をすべて履修済みでなければならない。
- (6) 自由選択科目は、24単位以上を履修する。

第14条 すでに単位を修得した授業科目は、再履修することはできない。

第15条 不合格と評価された授業科目は、特に定めるものを除き、第5条に定める学期別履修単位の制限内で再履修することができる。

(他学部科目の履修)

第16条 他学部科目の履修を希望する者は、必ず履修登録期間より前に所定の願書により申請し許可を受けなければならない。ただし、予め受講可能と定めた他学科目についてはこの限りではない。

2 前項により修得した単位は、自由選択科目とする。

(開設授業科目の公示)

第17条 当該年度に開設する授業科目は、原則として学年始めに公示するものとする。

(期末試験)

第18条 期末試験については、プール学院大学試験及び成績評価に関する規程の定めるところによる。

(教職課程)

第19条 本学部において教員免許状を取得するためには、第4条に定める卒業資格を有するほか、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 別表第3に定める教科に関する科目を修得すること。
- (2) 別表第4に定める教職に関する科目を修得すること。
- (3) 「日本国憲法」及び「スポーツ実技A、B」を修得すること。
- (4) 介護等の体験を行うこと。

第20条 「教育実習指導」「教育実習1」「教育実習2」の受講資格は、次のとおりとする。

- (1) 「教職概論(中・高)」「教育原理(中・高)」「教育心理学(中・高)」「特別活動論(中・高)」を履修済みで、原則として「教育課程論(中・高)」「教育方法の理論と実践(中・高)」を

履修済みであること。

- (2) 「英語科教育法1」「英語科教育法2」を履修済みであること。
- (3) 教育実習オリエンテーションに出席した者。
- (4) 当該年度中に教員免許状取得に必要な単位を修得できる見込みのある者。

(編入学生に対する特例)

第21条 編入学した学生については、編入学前の教育機関での取得単位を本学で履修したとみなして、単位を認定する。

2 編入学生の単位認定についての細則は別に定める。

(留学、海外研修で修得した単位)

第22条 学生が、本学国際交流規程に基づいた留学、海外研修で修得した単位については、その単位を本学で、30単位を限度として認定する。

(他の教育施設等における学修)

第23条 学則第29条第1項並びに第30条第2項に規定する学修で本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定するのは、英語を母語としない者が修める次の各号のいずれか一つとする。

- (1) 英検(実用英語技能検定) 準1級以上
- (2) TOEIC (Test of English for International Communication) 700点以上
- (3) TOEFL (Test of English as a Foreign Language) iBT 70点以上

2 認定を希望する者は、各学期の終講日までに資格証明書を添えて申請することにより、自由選択科目2単位として認定する。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は学長が教授会の意見を聴き、行うものとする。

附 則

この規程は、1996(平成8)年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2000(平成12)年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2001(平成13)年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、2002(平成14)年4月1日より施行する。
- 2 2001(平成13)年度以前の入学者については、「卒業演習」を「卒業論文」と読み替える。

附 則

この規程は、2003(平成15)年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2004(平成16)年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2006(平成18)年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、2007(平成19)年4月1日より施行する。

附 則
この規程は、2008（平成20）年4月1日より施行する。

附 則
この規程は、2009（平成21）年4月1日より施行する。

附 則
この規程は、2010（平成22）年4月1日より施行する。

附 則
この規程は、2011（平成23）年4月1日より施行する。

附 則
この規程は、2012（平成24）年4月1日より施行する。

附 則
この規程は、2013（平成25）年4月1日より施行する。但し、第5条については、2012（平成24）年度以前の入学者は旧規程を適用する。また第23条の（1）、および第23条の2の（1）については、2011（平成23）年度以前の入学者は旧規程を適用する。

附 則
この規程は、2014（平成26）年4月1日より施行する。

附 則
この規程は、2015（平成27）年4月1日より施行する。

別表第1 単位認定の基礎

授業形態	1単位当たり授業時間数	科目名
演習	30時間	韓国語1、2、3、4 中国語1、2、3、4 日本語1、2、3、4 English 1, 2, 3, 4 Listening & Speaking 1, 2, 3, 4 Reading & Writing 1, 2, 3, 4 CALL L&S 1,2,3,4 CALL R&W 1,2,3,4 教育実習指導
実習	30時間	教育実習1、2

別表第2 卒業必要単位数

授業科目の区分			単位数	
基礎教育科目	日本語および英語 英語特別	何れか を選択	8	40
	情報		8	
	キャリアデザイン		12	
	社会人基礎		8	
	キャリア演習		4	
実践科目			2	
教養科目	基礎演習		8	22
	基礎教養および生涯学習		14	
専門基礎科目			12	
専門科目			24	
自由選択科目			24	
合計			124	

別表第3 教科に関する科目

科目名	単位数	履修方法			
		中一種免		高一種免	
英語学概論	2	必修		必修	
イギリス文学概論	2				
アメリカ文学概論	2				
異文化間理解論	2	8単位 以上 選択必修	24単位 以上	8単位 以上 選択必修	28単位 以上※
English 1	2				
English 2	2				
English 3	2				
English 4	2				
English 5	2				
English 6	2				
Listenig & Speaking 1	2				
Listenig & Speaking 2	2				
Listenig & Speaking 3	2				
Listenig & Speaking 4	2				
Reading & Writing 1	2				
Reading & Writing 2	2				
Reading & Writing 3	2				
Reading & Writing 4	2				
対照言語学	2				
Professional Reading & Writing 1	4				
Professional Reading & Writing 2	4				
Advanced Communication 1	2				
Advanced Communication 2	2				
Selected Topics 1	2				
Selected Topics 2	2				

※ 教職に関する科目において「道德教育の理論と実践」または「教育実習2」を履修する場合は、相当単位数を差し引いた単位数以上を履修することとする。

別表第4 教職に関する科目

科目名	単位数	履修方法	
		中一種免	高一種免
教職概論（中・高）	2	必修	必修
教育原理（中・高）	2		
教育心理学（中・高）	2		
教育行政学（中・高）	2		
教育課程論（中・高）	2		
英語科教育法1	4		
英語科教育法2	4		選択
道徳教育の理論と実践（中）	2		
特別活動論（中・高）	2		必修
教育方法の理論と実践（中・高）	2		
生徒・進路指導論（中・高）	2		
教育相談（中・高）	2		
教育実習指導	1		
教育実習1	2		
教育実習2	2		選択
教職実践演習（中・高）	2		必修